

地震保険契約締結の際の情報提供・説明義務

最高裁平成15年12月9日第三小法廷判決

(平成14年(受)第218号保険金請求事件)

(民集57巻11号登載予定, 判時1849号93頁, 判タ1143号243頁)

〈事実の概要〉

平成7年1月17日午前5時46分に阪神・淡路大震災が発生し、同日午後2時頃、神戸市東灘区P町所在のQ会社店舗から発生した火災の延焼・拡大により、X₁およびX₂(原告・控訴人・被上告人)が所有または占有する建物・家財が全焼する損害が発生した。X₁は、本件家財につき、X₂は、本件建物につき、大震災発生前に、Y保険会社(被告・被控訴人・上告人)との間でそれぞれ火災保険契約を締結していたが、それには地震等によって生じた損害(地震等による延焼・拡大損害を含む)に対して保険金を支払わない旨のいわゆる「地震免責条項」があった。本件火災損害は地震免責条項に該当する損害である。

地震を原因とする火災等による損害については、「地震保険に関する法律」に基づき、地震保険制度が設けられており、火災保険契約などに附帯して地震保険の保険金額と保険料を定めて地震保険契約を締結することによって填補される。地震保険を附帯しない旨の申出をしない限り、保険会社はこれを引き受けることとされている。火災保険の契約者が地震保険にも加入するか否かの意思を確認するため、火災保険契約の申込書には、一般に「地震保険ご確認欄」(地震保険を申し込まない旨の文言が記載されている「地震保険不加入意思確認欄」)があり、地震保険の附帯を希望しない契約者は、その欄に押印することとされている。

X₁らは、火災保険契約に基づく火災保険金の支払を求め、予備的請求として、X₁らは①地震保険を附帯しない旨の有効な申出をしていないから、地震保険契約が締結されたことになるとして、地震保険金の支払を求め、②Yには地震保険に関する事項の情報提供・説明義務の懈怠により、「保険募集の取締に関する法律」(平成7年法律105号による廃止前のもの)11条1項(現行保険業法283条1項)、不法行為、債務不履行または契約締結上の過失に基づき、第1次的には、財産上の損害賠償として火災保険金相当額の支払または地震保険金相当額から保険料相当額を控除した差額金の支払を求め、第2次的には、精神的苦痛に対する慰謝料として地震保険金相当額から保険料相当額を控除した差額金の支払を、それぞれ求めた。

原審(大阪高判平成13・10・31判時1782号124頁)は、Yには上述の情報提供・説明義務の懈怠があり、X₁らが地震保険契約の申込みをした可能性も否定できず、自己決定の機会を喪失したことについて、予備的請求②の慰謝料請求権を認め、地震保険金相当額から保険料相当額を控除した差額金の10分の

1の支払を命じた。Yが上告。

〈判 旨〉

破棄自判。

「このような地震保険に加入するか否かについての意思決定は、生命、身体等の人格的利益に関するものではなく、財産的利益に関するものであることにかんがみると、この意思決定に関し、仮に保険会社側からの情報の提供や説明に何らかの不十分、不適切な点があったとしても、特段の事情が存しない限り、これをもって慰謝料請求権の発生を肯認し得る違法行為と評価することはできないものというべきである。

このような見地に立って、本件をみるに、前記の事実関係等によれば、次のことが明らかである。(1)

本件各火災保険契約の申込書には、『地震保険は申し込まません』との記載のある地震保険不加入意思確認欄が設けられ、申込者が地震保険に加入しない場合には、その欄に押印することになっている。申込書にこの欄が設けられていることによって、火災保険契約の申込みをしようとする者に対し、①火災保険とは別に地震保険が存在すること、②両者は別個の保険であって、前者の保険に加入したとしても、後者の保険に加入したことにはならないこと、③申込者がこの欄に押印をした場合には、地震保険に加入しないことになることについての情報が提供されているものとみるべきであって、申込者であるX₁らは、申込書に記載されたこれらの情報を基に、Yに対し、火災保険及び地震保険に関する更に詳細な情報(両保険がてん補する範囲、地震免責条項の内容、地震保険に加入する場合のその保険料等に関する情報)の提供を求め得る十分な機会があった。(2) X₁らは、いずれも、この欄に自らの意思に基づき押印をしたのであって、Y側から提供された上記①～③の情報の内容を理解し、この欄に押印することの意味を理解していたことがうかがわれる。(3) Yが、X₁らに対し、本件各火災保険契約の締結に当たって、本件地震保険に関する事項について意図的にこれを秘匿したなどという事実はない。

これらの諸点に照らすと、本件各火災保険契約の締結に当たり、Y側に、X₁らに対する本件地震保険に関する事項についての情報提供や説明において、不十分な点があったとしても、前記特段の事情が存するものとはいえないから、これをもって慰謝料請求権の発生を肯認し得る違法行為と評価することはできないものというべきである。」

〈解 説〉

1 原審判決は、火災保険契約の締結に当たって

地震保険に関する事項（地震保険の内容および地震保険不加入意思確認欄への押印によって地震保険不附帯の法律効果が生ずること）について保険者側に信義則上情報提供・説明義務（以下、単に説明義務という）があり、これに違反して保険契約者に地震保険契約申込みの自己決定の機会を失わせ、精神的苦痛をもたらしたとして上述の慰謝料請求権を認めていた。原審判決は、地震保険に関する事項の説明義務を認めるものとして注目を集めたが、本判決は、これを破棄し、慰謝料請求権を発生させる違法行為は保険者側に認められないとして、保険契約者側の請求をすべて棄却した。

本判決は、火災保険契約および地震保険契約の締結に関する現行の損害保険実務が通常は、法的に損害賠償等の問題を生じさせるものではないという見解を採用したといえよう。しかし、他方で、火災保険契約の締結に際して地震保険に関する事項の保険者側の説明義務について、本判決は、これを否定したものともし、現行実務においてその説明が必要な範囲では行われていることを前提にしているとみられる。

2 判決例は、地震保険に関する事項の私法上の説明義務に関して、これまで必ずしも積極的な態度を示しているわけではない。大審院大正4年12月24日判決（民録21輯2182頁）以来、約款による意思で保険契約を締結した当事者はその約款内容の知不知を問わず原則としてそれに拘束され、著しく不合理な約款条項のみが部分的に無効とされたり、制限的な解釈を受けるといふ判断枠組みが形成されてきた。火災保険約款にある地震免責条項は、火災保険契約の当事者に過度の負担を生じさせないという意味で相応に合理性を有しており、地震保険契約を締結していない保険契約者が地震保険料も支払わずに地震保険による保護を受けることがむしろ不合理である面を考えると、判例の立場は妥当性を有するといえよう。

ただ、地震免責に関しては火災保険契約の締結段階で説明が必要ではないか、その説明が十分になされていれば、地震保険制度の理解も進み、地震保険契約の締結の判断も自覚的に行われ得る面があるのではないかという考え方が、保険者側の説明義務を認めようとする基礎にある（安井・後掲参照）。下級審判決がときに保険契約者側のこの説明義務に関する主張を汲み取ろうとする態度を示すのも、そのような考え方に基づくものと思われる。たとえば、北海道南西沖地震に関する函館地裁平成12年3月30日判決（判時1720号33頁）が、結論は保険契約者側の請求を退けているが、信義則上保険者側の説明義務が生じ得ると解する立場を示しているし、上述のように、本件原審判決も信義則上の説明義務を認めている。また、大阪高裁平成11年6月2日判決（判時1715号86頁）は、「本件地震〔阪神淡路大震災〕当時、地震保険制度が設けられていたとはいえ、一般には馴染みがなく、本件全証拠を総合しても、保険会社において、火災保険の勧誘の際に、同保険が地震による火災を除くものであることについての説明や、地震保険制度についての説明を十分にしてきたと窺えないこと」を指摘していた。

3 地震保険に関する事項の説明義務を認めるとすれば、その法的根拠は何に求められるべきか。これについては学説上議論がある（後掲・参考文献）。本件原審判決は、その根拠を、情報の格差や保険業法（旧保険募集の取締に関する法律）上、保険者が募集に際し説明すべき重要事項であることなどから、火災保険契約締結に際しての保険者の信義則に求めている。このような構成も可能であろう（河上・後掲）。他方、現行保険業法300条1項1号および地震保険の原則自動附帯方式を前提にすれば、火災保険契約の締結に当たって地震保険に関する事項は重要事項であると解されるので、保険者側が同法上の説明義務を負うことは明らかである。保険契約者保護を主要な目的とするこの取締・監督法違反が、取引上の不法行為を成立させる違法性の要件を満たし、保険契約者はそれによって生じた損害の賠償を保険者側に求めることができるという法的構成も成り立つ（後掲の石田、出口、小林、木下、笹本を参照）。保険業法上の説明義務を基礎に違法行為があったか否かを第1次的には客観的に判断できる不法行為責任による基礎付けのほうが簡明ではなかろうか。

4 地震保険に関する事項の説明義務を認めるとしても、本件では、判旨が述べるように、火災保険契約申込書に地震保険不加入意思確認欄が設けられ、契約申込者に地震保険に関する一定の説明は文書上行われている。しかも、保険契約者は意思確認欄に自己の意思により押印していると認められているうえ、保険者側が地震保険に関する事項を隠す行為をしているわけではない。さらに詳しい説明が欲しいときは、保険者側に求めれば得られるわけであるから、これにより自己決定の機会が侵害されたとはいえない。本件については、現行保険業法300条1項1号の意味での説明義務が違法性を帯びるほどに不履行状態にあるとまではみられないであろう。加えて、判旨も指摘するように、地震保険に加入するか否かの判断は、財産的利益に関するものであり、これの侵害について精神的・非財産的損害の賠償を主たる目的とする慰謝料請求権を発生させることには通常はつながりにくい。

〈参考文献〉

- 石田満〔判批〕損害保険研究64巻2号193頁、岡田豊基「阪神・淡路大震災と保険」神戸学院法学26巻1号1頁、河上正二〔判批〕ジュリ1202号97頁、木下孝治「損害保険代理店の説明義務と顧客による商品選択」損害保険研究58巻2号171頁、同〔判批〕リマークス26号106頁、黒木松男〔判批〕判評506号（判時1737号）41頁、同・地震保険の法理と課題（成文堂）、小林道生「保険募集における説明義務と民事責任」損害保険研究61巻3号77頁、同「震災と保険訴訟」損害保険研究64巻2号97頁、笹本幸祐〔判批〕判評530号（判時1809号）31頁、鈴木久久「地震保険に関する説明義務」都市政策104号73頁、出口正義〔判批〕ジュリ1215号179頁、遠山聡「保険契約の募集・締結過程における保険者の情報提供・説明義務」私法65号257頁、長尾治助「損害保険サービスの再整備」立命館法学246号1頁、安井宏「地震約款の拘束力についての一試論」法と政治49巻4号1頁、山下友信「保険募集と情報提供規制」損害保険研究63巻1号1頁、山田誠一「情報提供義務」ジュリ1126号179頁など。

たけはま おさむ
（竹濱 修 立命館大学教授）